

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 _____ 地域安全課 _____	No. 01
許認可等の内容		小田原市自転車駐車場の施設等の使用の許可	
根拠法令及び条項		小田原市自転車駐車場条例第8条	
審 査 基 準	関係条項	小田原市自転車駐車場条例第8条第3項 小田原市自転車駐車場条例施行規則第3条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 自転車駐車場の使用の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 自転車駐車場又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 自転車駐車場の収容台数を超えるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があるとき。 2 上記(1)、(2)、(4)に該当する場合は例示すると裏面のとおり。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成27年12月1日設定 (平成年 月 日最終変更)	
標準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成27年12月1日設定 (平成年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	<p>(1) 自転車駐車場の使用の秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">① 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。② 営利を目的とした活動や行為を行うおそれがあると認められるとき。③ 自転車駐車場内に、発火性又は引火性の物品、その他の危険物の持ち込みを確認できたとき。④ 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。⑤ その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。 <p>(2) 自転車駐車場又はその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があるとき。</p> <ul style="list-style-type: none">① 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。② 使用許可条件に従えないとき。③ その他、自転車駐車場の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。
------------------	--------	--